

水 資 第 1200 号
令和 4 年 2 月 21 日

県内養殖業者等代表者 様
水産動物輸入業者 様

静岡県経済産業部
水産資源課長

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針」（以下、指針）
の改正について（通知）

日頃より本県水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。
このことにつきまして、このたび別添のとおり指針の改正を行いましたので、
通知します。

水産動物を輸入する際には、引き続き、着地検査への御理解と御協力をお願いいたします。

なお、着地検査については、導入施設への搬入予定日の 2 週間以上前に、水産資源課に着地検査の御相談をお願いしているところですが、先般、1 週間前になって輸入計画が判明した事案がありました。まずは水産動物を輸入する計画が固まった段階で、水産資源課に第一報を入れていただきますようお願いいたします（輸入許可申請が未済であったり、輸入予定日が未定でも構いません）。

添付資料

（別添）改正指針

指針本文 + 着地検査記録票 様式

（参考 1）前回（令和 3 年 7 月 30 日）改正時の通知文写し

（参考 2）輸入水産動物の着地検査の手続きフロー（静岡県）

（参考 3）輸入検疫対象疾病及び水産動物に関する資料（農水省 HP）

担 当 資源増殖班 鈴木

電話番号 054-221-2739

ファクシミリ 054-221-3288

メール suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針
(以下、指針)」の改正について 新旧対照表 (令和4年2月)

静岡県水産資源課

県指針	改正前	改正後
本文 32～34行	着地検査の期間は概ね6か月、頻度は月に1回程度とし、 <u>少なくとも開始時及び終了時の2回は立入検査を行うことが望ましい。</u>	着地検査の期間は概ね6か月、頻度は月に1回程度行うことが望ましい。 <u>着地検査の回数や具体的な対応方法については、輸入水産動物の種類や形態に応じ適切に実施する必要があるため、魚病担当者を中心に事前に協議の上決定し、内部で統一を図るものとする。</u>
21、26、29、 40行	養殖場	養殖施設等
着地検査記録票(初回現地検査用) 1～2行	着地検査記録票(初回 <u>現地検査用</u>)	着地検査記録票(初回検査用) <u>(立入検査・報告)</u>
養殖場名 記入欄	養殖場名	養殖施設等名称
5.飼育施設	養殖場内配置図	養殖施設等内配置図
着地検査記録票 (2回目以降用) 2行	(<u>現地検査・報告</u>)	(<u>立入検査・報告</u>)
養殖場名 記入欄	養殖場名	養殖施設等名称

静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針

平成 30 年 12 月 18 日

改正 令和 3 年 7 月 30 日

改正 令和 4 年 2 月 21 日

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

静岡県水産・海洋技術研究所

1 経緯と目的

平成 28 年 7 月 27 日付け「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、新たに「水産防疫対策要綱」（以下、「要綱」という。）が策定された。要綱には、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、仕向先の養殖場を管轄する各都道府県が、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視すること（以下、「着地検査」という。）が規定された。このため、本県における着地検査の対応については、要綱の別記 1 「輸入水産動物の着地検査指針」（以下、「着地検査指針」という。）に基づくほか、以下のとおり定める。

なお、疾病の発生が確認された場合は、要綱 2 の（4）「養殖水産動植物の異常の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」及び「魚類へい死対応マニュアル（改訂版）（平成 26 年 6 月県作成）」に基づき、まん延防止措置を実施する。

2 県の役割

（1）水産資源課の役割

水産資源課は、輸入者又は動物検疫所から、「着地検査指針 1 着地検査の対象動物」に該当する水産動物の輸入の報告があった場合、水産・海洋技術研究所と情報を共有するとともに連携して、輸入者及び仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、当該水産動物が仕向けられる前に、着地検査への協力を要請し同意を得た上で、着地検査を実施する場所（以下、「着地検査場所」という。）を決定する。着地検査場所は、疾病が水平感染しないよう、輸入水産動物とその他の水産動物を隔離若しくは区別して飼育することが可能な施設であることが望ましい。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合、水産資源課は、移動元の都道府県と調整を行い、上記の輸入水産動物に準じて対応する。

（2）水産・海洋技術研究所の役割

水産・海洋技術研究所は、着地検査場所が決定次第、仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、速やかに着地検査を行う。着地検査は、着地検査場所への立入検査若しくは着地検査場所の責任者からの報告等によるものとし、別紙「着地検査記録票」に必要な情報を記録し、少なくとも 3 年間保管する。着地検査の期間は概ね 6 か月、頻度は月に 1 回程度行うことが望ましい。着地検査の回数や具体的な対応方法については、輸入水産動物の種類や形態に応じ適切に実施する必要があるため、魚病担当者を中心に事前に協議の上決定し、内部で統一を図るものとする。着地検査期間中は、着地検査場所の責任者に対して要綱の別記 3 「養殖場における衛生対策指針」に基づく指導を行うとともに、着地検査場所から水産動物の移動の自粛を要請する。やむを得ない理由により、着地検査期間中に着地検査場所から着地検査対象動物を県外に移動する場合、移動先の都道府県において着地検査を継続するため、水産・海洋技術研究所は、移動前の着地検査の経過情報について移動先の都道府県の魚病指導機関と共有するものとする。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合は、移動元の都道府県の魚病指導機関から移動前の着地検査の経過情報を引き継いで着地検査を継続し、その記録を少なくとも3年間保存する。

着地検査記録票（初回検査用）

(立入検査・報告)

検査日： 年 月 日

検査員：

養殖施設 等名称		担当者	
住所		電話	

1. 対象水産動物の基本情報

種名		形態	発眼卵・その他（ ）
ロット 番号		原産地	
輸入日	年 月 日	導入日	年 月 日
数量	粒・尾	平均重量	g / 粒・尾
導入時 の状態			
発眼卵 消毒	無し・有り（ 年 月 日） 薬品名： 濃度： 時間：		
梱包容器の 処分方法	(廃棄・消毒) 具体的に：		

2. 飼育用水

淡水：井戸水（地下 m）・河川水・その他（ ）	取水先：
海水：天然・地下（地下 m）・人工 塩分濃度（ %）	
水質：平均水温 °C DO等分かれば記載	

3. 衛生管理体制

踏込み槽（履き物消毒）・アルコールスプレー（手指消毒）・その他（ ）
上記の設置状況：
その他（清掃頻度、入場者記録等）：

4. 排水

殺菌処理	無し・有り（方法： ）
排出先	下水・河川・海・池沼・その他（ ）、地名等：

5. 飼育施設

No.	容積m ³ （換水率：回/時間）		養殖施設等内 配置図	※ふ化槽、池のNo. 及び飼育水の流路が分かるよう記載すること ※導入したふ化槽又は池を具体的に示すこと
	ふ化槽	池		
1		1		
2		2		
3		3		
4		4		
5		5		
6		6		
7		7		
8		8		
9		9		
10		10		
11		11		
12		12		
13		13		
14		14		

着地検査記録票（2回目以降用）

2・3・4・5・6・7 回目（立入検査・報告）

養殖施設等
名称：
種名、形態：
原産地：
ロット番号：

検査日： 年 月 日

検査員
(記入者)：

飼育日誌の転記 又は 聴き取り 等により記入

ふ化槽 or 池 No	水温 (°C) 平均・最 高・最低	現在推定 飼育尾数	生残個体 平均重量 (g/尾)	前回検査以降の死亡個体			特定疾病 検査実施の 有無 及び結果	投薬・ 消毒等(処 置日) 発病した場 合、実施し た処置と実 施日を記入	生残個体 の 健康状態 泳ぎ方や摂 餌行動の異 常、残餌が 多い、糞が 長い等	着地検査 対象外の 飼育個体 の異常 異常が観察 された場合 に記入
				死亡数	外観 観察結果	死亡原因				
	平均									
	最高									
	最低									
	平均									
	最高									
	最低									
	平均									
	最高									
	最低									
	平均									
	最高									
	最低									
	平均									
	最高									
	最低									

・ 給餌状況

飼料の種類、給餌頻度など

・ その他 気付いたことがあれば記入

(写)

水 資 第379号
令和3年7月30日

< 県内養殖業者等代表者 様 >

静岡県経済産業部
水産資源課長

静岡県における輸入水産動物の着地検査について（通知）

日頃より本県水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、国の水産防疫対策として、養殖用（釣り堀用、研究用等も含む）の水産動物を輸入する際には、輸入する水産動物の導入施設の所在する都道府県が、輸入水産動物の受け入れ先の協力を得て、輸入した水産動物の現物確認と飼育環境を確認する「着地検査」を行うこととなっております。水産動物を輸入する際には、着地検査への御理解と御協力をお願いいたします。

今後、水産動物を輸入、又は他者が輸入した着地検査期間中の水産動物を導入する際には、導入施設への搬入予定日の2週間以上前に、まずは水産資源課に着地検査の御相談をいただくようお願いいたします。

担 当 資源増殖班 鈴木
電話番号 054-221-2739
ファクシミリ 054-221-3288
メール suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

(写)

水 資 第 379 号
令和 3 年 7 月 30 日

< 水産動物輸入業者 様 >

静岡県経済産業部
水産資源課長

静岡県における輸入水産動物の着地検査について（通知）

日頃より本県水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、国の水産防疫対策として、養殖用（釣り堀用、研究用等も含む）の水産動物を輸入する際には、輸入する水産動物の導入施設の所在する都道府県が、輸入水産動物の受け入れ先（養殖業者等*）の協力を得て、輸入した水産動物の現物確認と飼育環境を確認する「着地検査」を行うこととなっております。水産動物を輸入する際には、着地検査への御理解と御協力をお願いいたします。

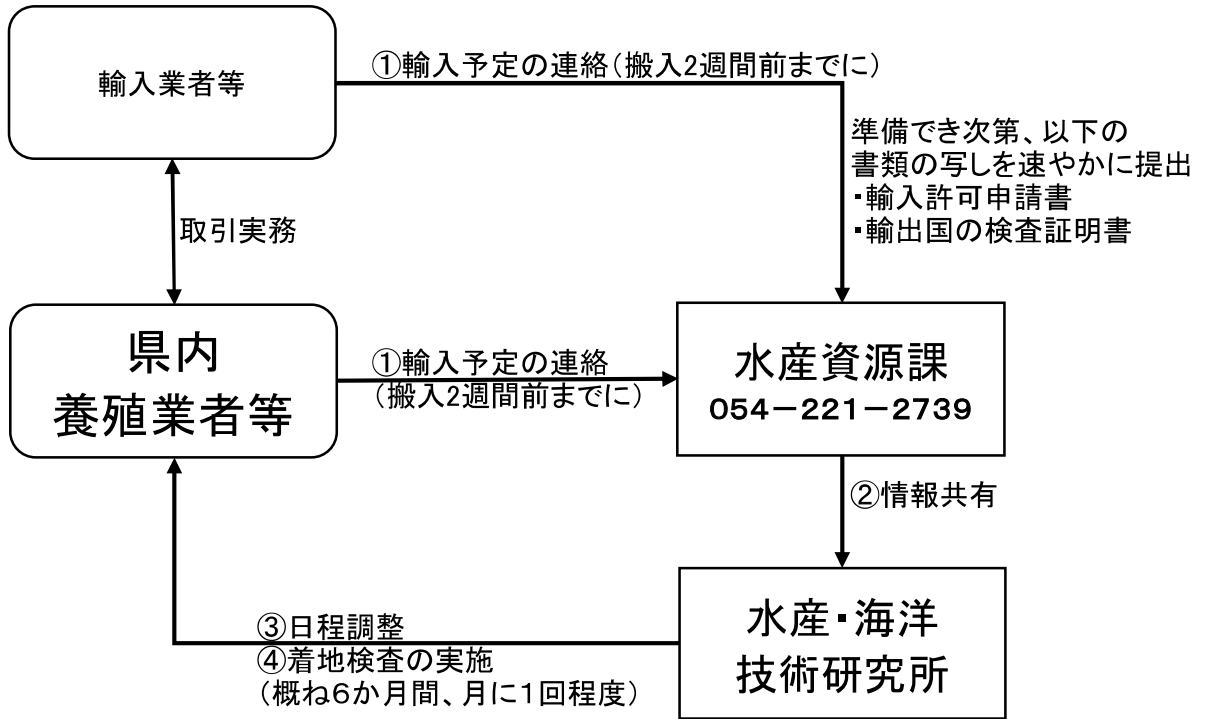
今後、静岡県内の養殖業者等*の依頼により水産動物の輸入手続きを行う場合には、導入施設への搬入予定日の2週間以上前に、輸入内容について、静岡県水産資源課に御連絡をいただくようお願いいたします。

（養殖業者等*：養殖業者のほか、釣り堀経営者、大学などの教育・研究機関、飼料メーカーの試験場・研究所などを想定していますが、これらに当てはまらない場合もまずは御連絡ください）

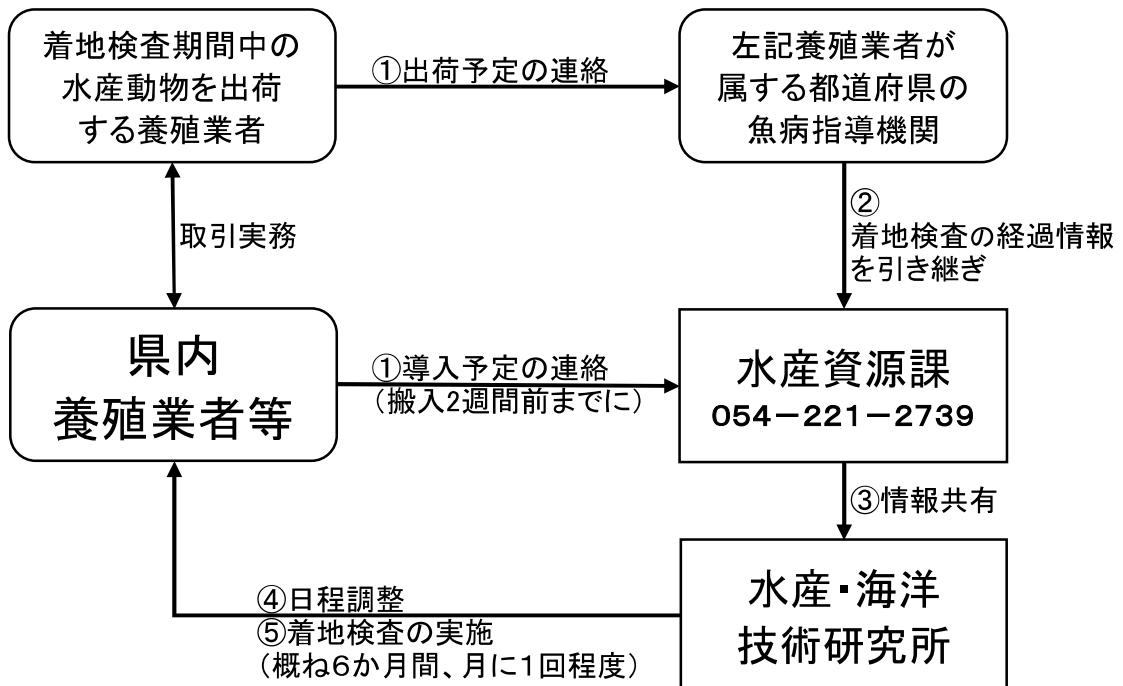
担 当 資源増殖班 鈴木
電話番号 054-221-2739
ファクシミリ 054-221-3288
メール suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

輸入水産動物の着地検査の手続きフロー（静岡県）

○海外から輸入する場合



○着地検査期間中の水産動物を導入する場合





水産動物を輸入する 皆様へお知らせ



養殖業に大きな被害をもたらす魚病の海外からの侵入を防ぐため、水産資源保護法施行規則が改正され、平成28年7月27日から、これまでの生きているコイ、キンギョ、サケ(発眼卵・稚魚)、クルマエビ(稚エビ)等に加え、新たに、以下のものについて、農林水産大臣の輸入許可が必要となります。

新たな輸入許可対象の水産動物及び養殖用飼料

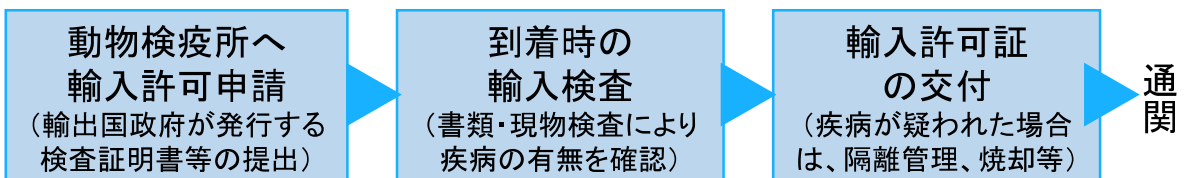
アワビ、カキ、ホタテガイ、テナガエビ、
ナイルティラピア、マダイ、ホヤ等

- 🍳 卵、稚魚、親魚等全ての成長段階の生きているもの
(食用であっても対象となる場合あり)
- 🍳 飼料等養殖用に供する生きていないもの
(魚粉、魚油は除く)

※詳しくは、裏面をご参照下さい。

農林水産大臣の輸入許可にかかる手続

対象水産動物を輸入する場合、輸入許可手続が必要です。



注意!

7月27日以降は、それまで輸入許可を受けていたものについても、検査証明書の内容(対象疾病の追加など)が変わります。

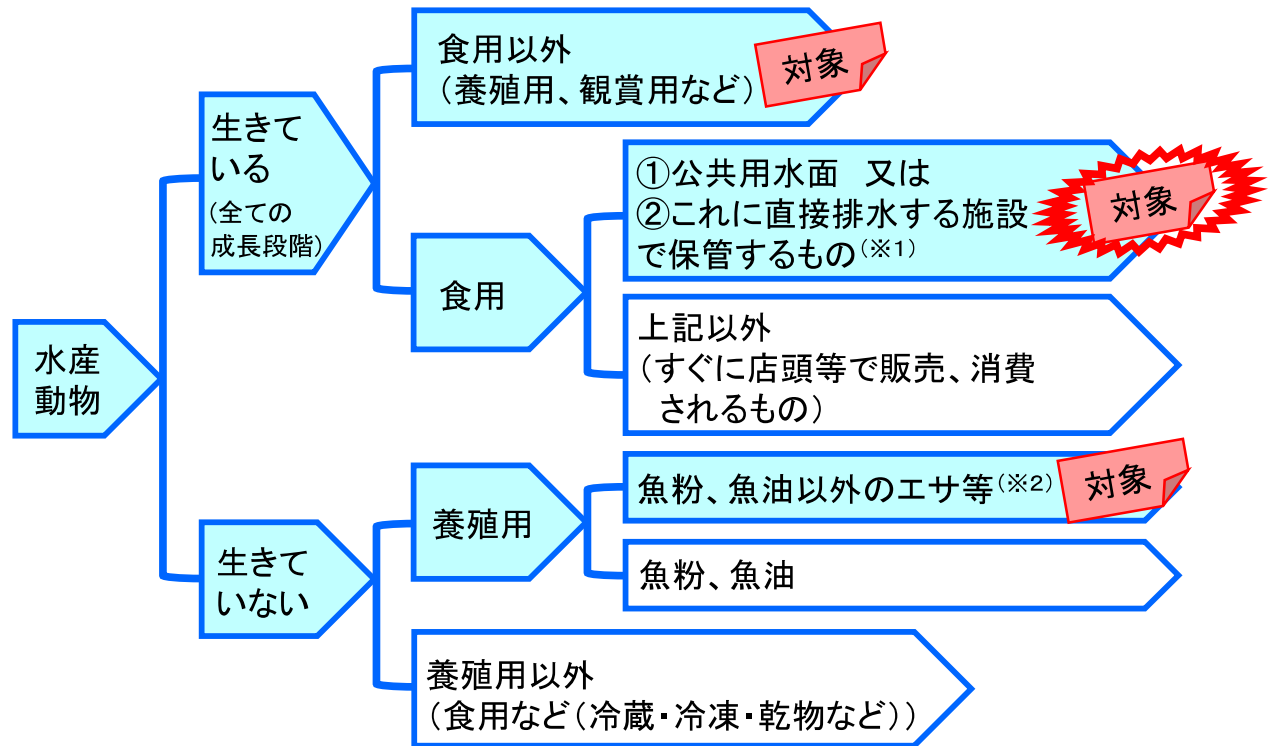


輸入許可の対象水産動物

魚類	サケ科魚類、コイ、フナ属魚類(キンギョ等)、コクレン、ハクレン、アオウオ、ソウギョ、 <u>ナイルティラピア</u> 、 <u>マダイ</u>
甲殻類	<u>クルマエビ科エビ類</u> 、 <u>サクラエビ科アキアミ属エビ類</u> 、 <u>テナガエビ科エビ類</u>
貝類等	<u>トコブシ</u> 、 <u>フクトコブシ</u> 、 <u>エゾアワビ</u> 、 <u>クロアワビ</u> 、 <u>マダカアワビ</u> 、 <u>メガイアワビ</u> 、 <u>マガキ属カキ類</u> 、 <u>ホタテガイ</u> 、 <u>マボヤ</u>

(下線部は新たに追加、拡大された水産動物)

輸入許可対象水産動物の用途別対象品目



注意!

食用の生きているもの(特にアワビ、カキ、クルマエビなど)を輸入後、出荷するまでの一定期間保管する場合、その保管施設で使用した水を下水道に排水する、十分な消毒後に排水する場合などは、輸入許可申請の対象外となりますので、あらかじめ必ず水産安全室にご相談下さい。



(※1、2)の輸入については、輸入許可申請の要否について、農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 水産安全室 (03-6744-2105)に事前にご確認下さい。(http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/index.html)



輸入許可手続については、到着予定の空港・海港の動物検疫所にご確認下さい。(http://www.maff.go.jp/aqs/topix/fishinfo.html)

輸入検疫の対象となる疾病及び水産動物 (平成28年7月27日以降)

	対象疾病	対象動物
魚類 (9 疾病)	ウイルス性出血性敗血症(IVa型を除く。)(VHS)	さけ科魚類
	サケ科魚類のアルファウイルス感染症(*)	さけ科魚類
	流行性造血器壊死症(EHN)	さけ科魚類
	ピシリケッチア症	さけ科魚類
	レッドマウス病	さけ科魚類、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、ないるていらぴあ
	旋回病(*)	さけ科魚類
	コイ春ウイルス血症(SVC)	こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ
	コイヘルペスウイルス病(KHVD)	こい
	マダイのグルゲア症(*)	まだい
甲殻類 (10 疾病)	イエローヘッド病(YHD)	くるまえび科・さくらえび科あきあみ属・てながえび科えび類
	壊死性肝臓炎(NHP)(*)	くるまえび科えび類
	タウラ症候群	くるまえび科えび類
	伝染性皮下造血器壊死症(IHHN)	くるまえび科えび類
	急性肝臓臓壊死症(AHPND)(*)	くるまえび、しろあしえび、うしえび、こうらいえび
	伝染性筋壊死症(IMN)(*)	くるまえび科(<i>Litopenaeus</i> 属・ <i>Penaeus</i> 属)えび類
	バキュロウイルス・ペナエイ感染症	くるまえび科えび類
	エビの潜伏死病(CMD)(*)	くるまえび、しろあしえび、こうらいえび
	鰓随伴ウイルス病(*)	くるまえび科(くるまえび・ <i>Penaeus</i> 属・ <i>Fenneropenaeus</i> 属)えび類
	モドン型バキュロウイルス感染症	くるまえび科(<i>Penaeus</i> 属・ <i>Fenneropenaeus</i> 属・ <i>Melicertus</i> 属・よしえび属)えび類
貝類 (4 疾病)	アワビヘルペスウイルス感染症(*)	とこぶし、ふくとこぶし
	アワビの細菌性膿疱症(*)	えぞあわび、くろあわび、まだかあわび、めがいがわび
	カキヘルペスウイルス1型変異株感染症(μ varに限る。)(*)	まがき属かき類
	パーキンサス・クグワディ感染症(*)	ほたてがい
その他	マボヤの被囊軟化症(*)	まぼや

(*)は、新たに指定された輸入防疫及び国内防疫の対象疾病

Diseases and Aquatic animals subject to import quarantine in Japan
(On and after July 27, 2016)

	Diseases	Aquatic animals
Diseases of Fish (9)	Viral haemorrhagic septicaemia (excluding Genotype IVa) : VHS	Salmonidae
	Infection with salmonid alphavirus (*)	Salmonidae
	Epizootic haematopoietic necrosis: EHN	Salmonidae
	Piscirickettsiosis	Salmonidae
	Enteric redmouth disease	Salmonidae, <i>Cyprinus carpio</i> , species of genus <i>Carassius</i> , <i>Hypophthalmichthys (Aristichthys) nobilis</i> , <i>Hypophthalmichthys molitrix</i> , <i>Oreochromis niloticus</i>
	Whirling disease (*)	Salmonidae
	Spring viraemia of carp: SVC	<i>Cyprinus carpio</i> , species of genus <i>Carassius</i> , <i>Hypophthalmichthys (Aristichthys) nobilis</i> , <i>Hypophthalmichthys molitrix</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Ctenopharyngodon idella</i>
	Koi herpesvirus disease: KHVD	<i>Cyprinus carpio</i>
	Glugeosis of red sea bream (*)	<i>Pagrus major</i>
Diseases of Crustaceans (10)	Yellow head disease: YHD	Penaeidae, species of genus <i>Acetes</i> , Palaemonidae
	Necrotising hepatopancreatitis: NHP (*)	Penaeidae
	Taura syndrome	Penaeidae
	Infectious hypodermal and haematopoietic necrosis: IHHN	Penaeidae
	Acute hepatopancreatic necrosis disease: AHPND (*)	<i>Marsupenaeus japonicus</i> , <i>Litopenaeus vannamei</i> , <i>Penaeus monodon</i> , <i>Fenneropenaeus chinensis</i>
	Infectious myonecrosis: IMN (*)	Penaeidae (species of genera <i>Litopenaeus</i> and <i>Penaeus</i>)
	Tetrahedral baculovirosis	Penaeidae
	Covert mortality disease of shrimp: CMD (*)	<i>Marsupenaeus japonicus</i> , <i>Litopenaeus vannamei</i> , <i>Fenneropenaeus chinensis</i>
	Gill-associated virus disease (*)	Penaeidae (<i>Marsupenaeus japonicus</i> , species of genera <i>Penaeus</i> and <i>Fenneropenaeus</i>)
	Spherical Baculovirosis	Penaeidae (species of genera <i>Penaeus</i> , <i>Fenneropenaeus</i> , <i>Melicertus</i> and <i>Metapenaeus</i>)
Diseases of Molluscs (4)	Infection with abalone herpesvirus (*)	<i>Haliotis diversicolor aquatilis</i> , <i>Haliotis diversicolor supertexta</i> , <i>Haliotis diversicolor diversicolor</i>
	Pustule disease of abalone/ Blister disease of abalone (caused by <i>Vibrio furnissii</i> (= <i>V. fluvialis</i> biotype II)) (*)	<i>Haliotis discus hannai</i> , <i>Haliotis discus discus</i> , <i>Haliotis madaka</i> , <i>Haliotis gigantea</i>
	Infection with ostreid herpesvirus 1 microvariant (limited to μ var) (*)	species of genus <i>Crassostrea</i>
	Infection with <i>Perkinsus qugwadi</i> (*)	<i>Mizuhopecten yessoensis</i>
Other	Soft tunic syndrome (*)	<i>Halocynthia roretzi</i>

(*) Newly designated diseases

対象水産動物別の対象疾病早見表【魚類】
Target Diseases and Aquatic Animals (Finfish)

対象動物 (Aquatic animal)			対象疾病 (Target disease)									
科名 (Order)	属名 (Genus)	種名 (Speices)	ウイルス性出血性敗血症 Viral haemorrhagic septicaemia(VHS)	サケ科魚類のアルファウイルス感染症 Infection with salmonid alphavirus	流行性造血器壊死症 Epizootic haematopoietic necrosis(EHN)	ピンリケッチア症 Piscirickettsiosis	レッドマウス病 Enteric redmouth disease	旋回病 Whirling disease	コイ春ウイルス血症 Spring viraemia of carp(SVC)	コイヘルペスウイルス病 Koi herpesvirus disease(KHVD)	マダイのグルゲア症 Glugeosis of red sea bream	
サケ科 (Salmonidae)	全属 (all)	全種 (all)	●	●	●	●	●	●	—	—	—	
コイ科 (Cyprinidae)	コイ属 (Cyprinus)	コイ (C. calpio)	—	—	—	—	●	—	●	●	—	
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	フナ属 (Carassius)	全種 (all)	—	—	—	—	●	—	●	—	—	
	ハクレン属 (Hypophthalmichthys)	コクレン (H. nobilis / Aristichthys nobilis)	—	—	—	—	●	—	—	●	—	—
		ハクレン (H. molitrix)	—	—	—	—	●	—	—	●	—	—
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アオウオ属 (Mylopharyngodon)	アオウオ (M. piceus)	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ソウギョ属 (Ctenopharyngodon)	ソウギョ (C. idella)	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全種 (all)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カワスズメ科 (Cichlidae)	カワスズメ属 (Oreochromis)	ナイルティラピア (O. niloticus)	—	—	—	—	●	—	—	—	—	
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
タイ科 (Sparidae)	マダイ属 (Pagrus)	マダイ (P. major)	—	—	—	—	—	—	—	—	●	
		その他 (other)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

黄色:対象魚種、水色:対象疾病、桃色:OIEリスト疾病 (OIE(国際獣疫事務局)が定める重要な水産動物の疾病)

対象水産動物別の対象疾病早見表【甲殻類】

Target Diseases and Aquatic Animals (Prawn/shrimp)

対象動物 (Aquatic animal)			対象疾病 (Target disease)										
科名 (Order)	属名 (Genus)	種名 (Speices)	イエローヘッド病	壊死性 肝膵炎	タウラ 症候群	伝染性 皮下造血管壊死症	急性 肝膵臓 壊死症	伝染性 筋壊死症	バキュロウイルス・ ペナエイ感染症	エビの 潜伏死病	鰓随伴 ウイルス病	モドン型 バキュロウイルス感 染症	
			Yellow head disease (YHD)	Necrotising hepatopancreatitis (NHP)	Taura syndrome	Infectious hypodermal and haematopoietic necrosis(IHHN)	Acute hepatopancreatic necrosis disease (AHPND)	Infectious myonecrosis (IMN)	Tetraedral baculovirosis	Covert mortality disease of shrimp (CMD)	Gill-associated virus disease	Spherical baculovirosis	
クルマエビ科 (Penaeidae)	クルマエビ属 (<i>Marsupenaeus</i>)	クルマエビ (<i>M. japonicus</i>)	●	●	●	●	●	—	●	●	●	—	
	リトベネウス属 (<i>Litopenaeus</i>)	シロアシエビ (<i>L. vannamei</i>)	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	
		その他 (other)	●	●	●	●	—	●	●	—	—	—	
	ペネウス属 (<i>Penaeus</i>)	ウシエビ (<i>P. monodon</i>)	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●
		その他 (other)	●	●	●	●	—	●	●	●	—	●	●
	フェネロペネウス属 (<i>Fenneropenaeus</i>)	コウライエビ (<i>F. chinensis</i>)	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●
		その他 (other)	●	●	●	●	—	—	—	●	—	●	●
	メリセルトウス属 (<i>Melicertus</i>)	全種 (all)	●	●	●	●	—	—	●	—	—	●	
	ヨシエビ属 (<i>Metapenaeus</i>)	全種 (all)	●	●	●	●	—	—	●	—	—	●	
その他 (other)	全種 (all)	●	●	●	●	—	—	●	—	—	—		
サクラエビ科 (Sergestidae)	アキアミ属 (<i>Acetes</i>)	全種 (all)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
テナガエビ科 (Palaemonidae)	全属 (all)	全種 (all)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

黄色:対象魚種、水色:対象疾病、桃色:OIEリスト疾病(OIE(国際獣疫事務局)が定める重要な水産動物の疾病)

対象水産動物別の対象疾病早見表【貝類等】

Target Diseases and Aquatic Animals (shellfish, bivalves and sea squirt)

対象動物 (Aquatic animal)			対象疾病 (Target disease)				
科名 (Order)	属名 (Genus)	種名 (Speices)	アワビヘルペス ウイルス感染症 Infection with alalone herpesvirus	アワビの 細菌性膿疱症 Pustule disease of abalone / Blister disease of abalone (caused by <i>Vibrio furnissii</i> (= <i>V. fluvialis</i> biotype II))	カキヘルペスウイルス1型変 異株感染症 (μ varに限る。) Infedtion with ostreid herpesvirus 1 (OsHV-1) microvariants (limited to μ var)	パーキンサス・ クグワディ感染症 Infection with perkinsus qugwadi	マボヤの 被囊軟化症 Soft tunic syndrome
ミミガイ科 (Haliotidae)	アワビ属 (<i>Haliotis</i>)	トコブシ (<i>H. diversicolor aquatilis/supertexta</i>)	●	—	—	—	—
		フクトコブシ (<i>H. diversicolor diversicolor</i>)	●	—	—	—	—
		エゾアワビ (<i>H. discus hannai</i>)	—	●	—	—	—
		クロアワビ (<i>H. discus discus</i>)	—	●	—	—	—
		マダカアワビ (<i>H. madaka</i>)	—	●	—	—	—
		メガイアワビ (<i>H. gigantea</i>)	—	●	—	—	—
		その他 (other)	—	—	—	—	—
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—
イタボガキ科 (Ostreidae)	マガキ属 (<i>Crassostrea</i>)	全種 (all)	—	—	●	—	—
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—
イタヤガイ科 (Pectinidae)	ミズホベクテン属 (<i>Mizuhopecten</i>)	ホタテガイ (<i>M. yessoensis</i>)	—	—	—	●	—
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—
マボヤ科 (Pyuridae)	ハロシンシア属 (<i>Halocynthia</i>)	マボヤ (<i>H. roretzi</i>)	—	—	—	—	●
		その他 (other)	—	—	—	—	—
	その他 (other)	全種 (all)	—	—	—	—	—

黄色: 対象魚種、水色: 対象疾病、桃色: OIEリスト疾病 (OIE(国際獣疫事務局)が定める重要な水産動物の疾病)